

令和四年四月

大阪府立第二工芸高等学校学則

大阪府立第二工芸高等学校

大阪府立第二工芸高等学校学則

目次

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 課程、学科、収容定員及び職員の組織（第二条・第三条）
 - 第三章 修業年限、学年、学期及び休業日（第四条―第七条）
 - 第四章 教育課程及び授業日時数（第八条）
 - 第五章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定（第九条・第十条）
 - 第六章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受入れ、退学、休学、出席停止等（第十一条―第二十条）
 - 第七章 入学料及び授業料（第二十一条―第二十四条）
 - 第八章 賞罰（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

(学則の目的)

第一条 この学則は、大阪府立学校の管理運営に関する規則(平成二十六年大阪府教育委員会規則第七号)第九条の規定に基づき大阪府立第二工芸高等学校(以下「本校」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 課程、学科、收容定員及び職員の組織

(課程、学科及び收容定員)

第二条 本校の課程、学科及び收容定員は、次のとおりとする。

定時制の課程

インテリア科	百二十	人
クラフト科	百二十	人
デザイン科	百二十	人

(職員の組織)

第三条 本校の職員は、校長、准校長、教頭、首席、指導教諭、指導養護教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、総括実習助手、実習助手、事務部長、事務長、課長補佐、主査、副主査、主事、技師、その他必要な職員をもって組織する。

第三章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第四条 修業年限は、定時制の課程により三年または四年とする。

(学年)

第五条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第六条 学期は、次のとおりとする。ただし、校長（定時制の課程にあつては准校長）が大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て定めたときはその学期とする。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 翌年一月一日から三月三十一日まで

(休業日)

第七条 休業日はつぎのとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

四 冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月七日まで

五 春季休業日 三月十六日から四月七日まで

六 学校創立記念日 十月一日

七 前各号に定めるもののほか、教育委員会が定める日

2 校長（定時制の課程にあつては准校長）は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て別に休業日を定め、又は休業日を変更することができる。

3 校長（定時制の課程にあつては准校長）は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て休業日に授業を行うことがある。

4 校長（定時制の課程にあつては准校長）は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て土曜日又は日曜日に授業を行うことができる。

第四章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第八条 教育課程及び授業日時数は別表のとおりとする。

2 生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

第五章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定

(学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定)

第九条 学習の評価についての必要な事項は、校長（定時制の過程にあつては准校長）が別に定める。

2 各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は、校長が別に定める。

3 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、様式第一号による卒業証書を授与する。

4 校長は、必要と認めた者には、様式第二号による卒業証明書、様式第三号による単位習得証明書、様式第四号による成績証明書及び様式第五号による在学証明書を交付する。

(原級留置)

第十条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くことができる。

第六章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受け入れ、退学、休学、出席停止等認定

(入学資格)

第十一条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- 二 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 三 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

六 その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認めた者

（第一学年の入学）

第十二条 第一学年に入学を願ひ出た者に対しては、校長は、委員会の定めるところにより、入学を許可する。

（編入学、転入学及び転籍）

第十三条 校長は、次の各号の一に該当する者に対して、委員会の定めるところにより選考の上、入学又は転籍を許可する。

一 高等学校等に在学した者、又は、外国において中学校（学校教育法第一条に規定する中学校をいう。）に相当する学校教育の課程を修了し、高等学校に相当する課程に在学するには至っていない者のうち、相当年齢に達し、当該年度の入学者選抜に出願できなかった者で、本校の相当学年に入学（以下この条において「編入学」という。）を願ひ出た者

二 他の高等学校に在学する者で本校の相当学年に入学（以下この条で「転入学」という。）を願ひ出た者

三 本校の全日制の課程、定時制の課程相互の間の転籍を願ひ出た者

2 前項の規定により、編入学又は転入学をしようとする者は様式第六号、転籍をしようとする者は様式第七号による願書を校長に提出しなければならない。

（誓約書及び確認書等）

第十四条 入学を許可された者は、入学の日から十五日以内に、様式第八号による誓約書及び様式第九号による確認書を校長（定時制の課程にあつては准校長）に提出しなければならない。

2 入学志願時以降、本人、保護者又は本人及び保護者の現住所に変更があつた者は、入学時に、変更後の住民票の写し等を校長（定時制の過程にあつては准校長）に提出しなければならない。

（保護者等の異動の届け出）

第十五条 保護者等はその住所その他に異動があつたときは、速やかにその旨を校長（定時制の過程にあつては准校長）に届け出なければならない。

(転学)

第十六条 他の高等学校に転学しようとする生徒は、様式第十号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第十六条の二 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、様式第十号の二による願書を提出し、校長（定時制の過程にあつては准校長）の許可を受けなければならない。

(海外からの留学生の受け入れ)

第十六条の三 海外から本校に留学しようとする者は、様式第十号の三による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第十七条 退学しようとする生徒は、様式第十号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(編入学及び退学)

第十七条の二 編入学及び退学しようとする生徒は、様式第十号の四による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第十八条 病気等の理由により、休学しようとする生徒は、様式第十一号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長（定時制の過程にあつては准校長）に提出しなければならない。

2 前項の規定により休学を願い出たときは、校長（定時制の過程にあつては准校長）は、委員会の定めるところにより、休学を許可する。

3 休学の期間は、引き続き二年を超えない。

(復学)

第十九条 休学中の生徒が、理由の消滅により復学しようとするときは、様式第十二号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長（定時制の過程にあつては准校長）に提出しなければならない。

2 前項の規定により復学を願い出たときは、校長（定時制の過程にあつては准校長）は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

(感染症予防措置)

第二十条 校長(定時制の過程にあつては准校長)は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

2 校長(定時制の過程にあつては准校長)は、生徒が感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

第七章 入学料及び授業料

(入学料及び授業料)

第二十一条 入学料及び授業料の額は、大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の定めるところによる。

(納付方法等)

第二十二条 前条の入学料及び授業料は、委員会が別に定める期日までに納付するものとする。

2 既納の入学料及び授業料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(免除)

第二十三条 第二十一条に定める入学料及び授業料は、委員会の定めるところにより、免除することができる。

(入学許可の取り消し)

第二十四条 校長は、入学を許可された者が、第二十二条第一項により、別に定めた期日までに入学料を納付しないときは、入学許可を取り消すことができる。

第八章 賞 罰

(褒 賞)

第二十五条 褒賞については、校長(定時制の過程にあつては准校長)が別に定める。

(懲 戒)

第二十六条 校長、准校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることある。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。ただし、定時制の課程にあつては、停学及び訓告の処分は、准校長がこれを行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附 則

(施行期日等)

この学則は、令和四年四月二十四日から施行し、令和四年四月二十四日から適用する。